

### 第 37 号議案

あだち産業センター条例

上記の議案を提出する。

平成 18 年 2 月 22 日

提出者 足立区長 鈴木 恒 年

あだち産業センター条例

(目的)

第 1 条 この条例は、あだち産業センター（以下「産業センター」という。）を設置することにより、区内産業の振興及び活性化を図ることを目的とする。

(名称及び位置)

第 2 条 産業センターの名称及び位置は、次のとおりとする。

名称 あだち産業センター

位置 東京都足立区千住一丁目 5 番 7 号

(事業)

第 3 条 産業センターは、次の事業を行う。

(1) 中小企業の支援に関すること。

(2) 創業支援に関すること。

(3) 施設の提供に関すること。

(4) 前各号に掲げるもののほか、区長が必要と認める事業

(施設)

第 4 条 産業センターには、次の施設を設ける。

(1) 産業情報室

(2) 常設展示室

(3) アンテナショップ

(4) 交流室

(休館日等)

第 5 条 産業センターの休館日は、次のとおりとする。ただし、区長が

必要があると認めたときは、これを変更し、又は臨時に休館日を定めることができる。

(1) 日曜日及び土曜日

(2) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に定める休日

(3) 1月2日及び1月3日

(4) 12月29日から12月31日まで

2 前項の規定にかかわらず、第4条に掲げる施設は次の各号に掲げる日以外は使用することができるものとする。ただし、区長が必要があると認めたときは、これを変更し、又は臨時に使用することができない日を定めることができる

(1) 1月1日から1月4日まで

(2) 12月28日から12月31日まで

(開館時間)

第6条 産業センターの開館時間は、午前9時から午後5時までとする。ただし、施設の使用時間は、別表に定めるところによる。

2 前項の規定にかかわらず、区長が必要と認めたときは、開館時間を変更することができる。

(使用料)

第7条 産業センターの施設使用料は、無料とする。

(貸出施設の利用者の範囲)

第8条 第4条第4号に掲げる施設（以下「貸出施設」という。）を使用できる者は、次のとおりとする。

(1) 足立区の区域内（以下「区内」という。）において活動する産業関係団体

(2) 区内に在住、在勤又は在学する者で構成する団体であって、第1条の目的に沿って使用しようとするもの

(3) 前2号に掲げるもののほか、区長が適当と認めるもの

(使用の承認)

第9条 貸出施設を使用しようとする者は、あらかじめ区長の承認を受けなければならない。

2 区長は、前項の承認に際し、管理上必要があると認めるときは、条件を付することができる。

(使用の不承認)

第10条 区長は、次の各号のいずれかに該当するときは、使用の承認をしないものとする。

(1) 公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれがあると認められるとき。

(2) 施設の管理上支障があると認められるとき。

(3) 前2号のほか、区長が使用を不相当と認めるとき。

(使用権の譲渡等の禁止)

第11条 第9条第1項に規定する使用の承認を受けた者（以下「使用者」という。）は、使用の権利を譲渡し、又は転貸してはならない。

(使用承認の取消し等)

第12条 区長は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、使用の承認を取り消し、又は使用を停止し、若しくは制限することができる。

(1) 使用の目的に反する行為をしたとき。

(2) この条例若しくはこの条例に基づく規則に違反し、又は区長の指示に従わないとき。

(3) 災害その他の事故により、施設の使用ができなくなったとき。

(4) 前各号のほか、区長が必要と認めるとき。

(原状回復の義務)

第13条 使用者は、使用を終了したときは、速やかに施設を原状に回復しなければならない。前条の規定により使用の承認を取り消され、又は使用を停止され、若しくは制限されたときもまた同様とする。

2 使用者が、前項の義務を履行しないときは、区長においてこれを執行し、その費用を使用者から徴収するものとする。

(損害賠償の義務)

第14条 使用者は、産業センターの施設をき損又は滅失したときは、区長が相当と認める損害額を賠償しなければならない。ただし、区長がやむを得ない理由があると認めたときは、その額を減額又は免除することができる。

(委任)

第15条 この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

付 則

この条例は、平成18年4月1日から施行する。

別表（第6条関係）

施設名	平日	土曜・日曜・休日
産業情報室	午前9時～午後7時	午前9時～午後5時
常設展示室	午前9時～午後7時	午前9時～午後5時
アンテナショップ	午前9時～午後7時	午前9時～午後5時
交流室	午前9時～午後10時	午前9時～午後10時

備考 休日とは、国民の祝日に関する法律に定める休日をいう。

(提案理由)

あだち産業センターを設置する必要があるので、この条例案を提出いたします。